

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月29日

【会社名】 株式会社ベルク

【英訳名】 Belc CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 島 孝 之

【本店の所在の場所】 埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番
(平成27年2月1日から本店所在地 埼玉県大里郡寄居町
大字用土5456番地が上記のように移転しております。)

【電話番号】 049(287)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 上 田 英 雄

【最寄りの連絡場所】 埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番

【電話番号】 049(287)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 上 田 英 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年5月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年5月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円 総額 479,943,093円

効力発生日

平成27年5月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,500,000,000円

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

以下のとおり、定款を変更するものであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額とする。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として原島保、大島孝之、原島一誠、上田英雄、津山征広、原島陽一郎、渡辺修司、高野初雄、中村光宏、大杉佳弘及び三田幸視を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として妹尾能久及び蔭山好信を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として吉澤俊一を選任するものであります。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金及び弔慰金贈呈の件

本件は、故原嶋功氏に対し在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金、功労加算金及び弔慰金を贈呈し、また、退任取締役秦俊雄氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	182,327	398	0	(注)1	可決 (99.78)
第2号議案 定款一部変更の件	182,127	598	0	(注)2	可決 (99.67)
第3号議案 取締役11名選任の件					
原島 保	178,194	4,531	0	(注)3	可決 (97.52)
大島 孝之	180,935	1,790	0		可決 (99.02)
原島 一誠	181,271	1,454	0		可決 (99.20)
上田 英雄	181,274	1,451	0		可決 (99.21)
津山 征広	181,274	1,451	0		可決 (99.21)
原島 陽一郎	181,273	1,452	0		可決 (99.21)
渡辺 修司	181,274	1,451	0		可決 (99.21)
高野 初雄	181,719	1,006	0		可決 (99.45)
中村 光宏	181,851	874	0		可決 (99.52)
大杉 佳弘	181,845	880	0		可決 (99.52)
三田 幸視	170,874	11,851	0		可決 (93.51)
第4号議案 監査役2名選任の件					
妹尾 能久	182,661	64	0	(注)3	可決 (99.96)
蔭山 好信	182,646	79	0		可決 (99.96)
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	182,650	75	0	(注)3	可決 (99.96)
第6号議案 退職慰労金及び弔慰金 贈呈の件	151,439	30,941	345	(注)1	可決 (82.88)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。